

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	28	第7	3		入札提案書類	「質問への回答(1回目)」No. 38において、提案書類はチューブファイルにて合冊で製本とのご回答を頂きましたが、市販のチューブファイルの厚み(10cm程度)を超える場合には分冊としてもよろしいでしょうか。	可としますが、可能な限り1冊にまとめて提出してください。 なお、分冊とする場合は、明瞭な区切りで分割してください。
2	32	第8	4	(1)	提案書	令和5年6月20日公表の入札説明書等に関する質問に対する回答書 入札説明書に対する質問 No. 65にて提案書は片面印刷とご指示がございましたが、入札説明書 P31(4) 施設計画図書 才設計書等 (工) その他要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料(運転管理を含む。)、(才) その他提案等の確認ができる資料(運転管理を含む。)及び(5) 添付資料については、資料枚数が増えることが想定されることから一部資料を両面印刷としてもよろしいでしょうか。	片面印刷とします。
3	38	別紙2			その他	中封筒には、入札書(様式第12号)を入れて封かんすることと記載が有りますが、封かんの時の捺印は代表者印で捺印すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	38	別紙2			その他	外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料(様式第12号別紙1~4)を入れて封かんすることと記載が有りますが、封かんの時の捺印は代表者印で捺印すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	1/53	第1回質問回答			入札説明書に対する質問回答書 No. 8、No. 13	No. 8において「貴市にて実施される「水槽清掃」とは備え付けのポンプで汚泥を引き抜くまでをいい、槽内には残液や残渣物が残置されている状態で引き渡されると考えてよろしいでしょうか。」に対して「お見込みのとおりです。」と回答がございました。 水槽内部の残液・残置物は一般廃棄物となります。No. 13において「一般廃棄物の処分は本市にて処分することを原則とし、搬出が困難な場合等については事業者との協議とします。」と回答がございました。残液・残置物の運搬処分は、所掌外(発注者負担)と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答(第1回)「1 入札説明書に対する質問」No. 13に記載のとおりです。
6	1/53	第1回質問回答			入札説明書に対する質問回答書 No. 8、No. 13	平成30年6月22日付で環境省から発出された、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」環循適発第1806224号・環循規発第1806224号の通達に基づいて、内容物等の処分(残液や残渣物など)に関しては、貴市と処分会社及び収集運搬会社とが契約されるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 5に記載のとおりです。
7	1/53	第1回質問回答			入札説明書に対する質問回答書 No. 8、No. 13	平成30年6月22日付で環境省から発出された、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」環循適発第1806224号・環循規発第1806224号に該当する処分に関しては、貴市と処分会社及び収集運搬会社とが契約をしていただき、処分費の支払いについては、貴市にて行うものと理解してよろしいでしょうか。また、実際の数量と乖離があった場合は清算していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 5に記載のとおりです。
8	1/53	第1回質問回答			入札説明書に対する質問回答書 No. 8、No. 13	No. 8において既存施設槽内には残液や残渣物が残置されている状態で引き渡されると記載がございましたが、残液・残渣物の処分が工事範囲に含まれる場合は残液・残渣物の予定数量をご教示願います。	予定数量は不明です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
9	7/53	第1回質問 回答			入札説明書に対する質問 回答書 No. 92	<p>「補修費用は「支払金額の平準化に配慮」とありますが、予定した補修計画通りに機器類は故障するものではないので、「事業期間中において一律化」をしても良いと考えてよろしいでしょうか。その場合は様式第12号（別紙4）の固定費iiiは金額の一律化をして提出としてよろしいでしょうか。」の質問に対して、「補修計画のとおりにより計上してください。」とあります。</p> <p>本質問回答内容および、補修の性質上、毎年一律の補修費用が発生する補修計画とすることは不適切であることから、固定費iiiの金額は一律化されていないことが適切な補修計画が立案されていると評価されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	提案内容の評価は、鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定委員会にて行います。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	第1章	第2節	6	立地条件	敷地面積32,341.65㎡の範囲を示す資料「質問への回答(第1回)添付資料2」と、敷地境界を示す資料「質問への回答(第1回)添付資料5」で敷地の形状が異なりますが、「確認申請上の敷地境界」及び「建築基準法51条の都市計画決定を受けている敷地境界」はそれぞれどちらが適用されるのかご教示ください。	確認通知および都市計画決定の際の敷地面積は、添付資料1のとおりです。 「入札説明書等に関する質問回答(第1回)添付資料5」は、模式図であり、「入札説明書等に関する質問回答(第1回)添付資料2」が正確な図面です。 また、32,341.65㎡は公簿面積の合計です。
2	4	第1章	第2節	6	立地条件	「質問への回答(第1回)添付資料5」に示される敷地境界線を測量した面積を教示ください。	No. 1に記載のとおりです。
3	4	第1章	第2節	6	立地条件	「質問への回答(第1回)」No. 10より、旧処理施設残置物は「今回の計画範囲内においては、すべて撤去」との事ですが、ここで言う「計画範囲」とは、要求水準書【設計・建設工事編】別添資料9に示される「新施設建設予定範囲」を指しているものと考えればよろしいでしょうか。その場合、旧処理施設の汚泥処理棟など、新施設建設予定範囲外の道路などを一部撤去しなければ撤去できない埋設物は撤去不要と考えてよろしいでしょうか。	撤去の必要の可否については、事業者との協議によります。
4	4	第1章	第2節	6	立地条件	旧処理施設残置物のうち、撤去することにより新施設建設予定範囲以外の地盤に影響を及ぼす可能性がある埋設物は撤去不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 3に記載のとおりです。
5	4	1	第2節	⑥	立地条件	6月20日に受領しました、質疑回答書において旧処理施設残置物の撤去範囲となる「今回の計画範囲内」とは、提案する新施設の掘削工事などに干渉する部分の範囲とし、干渉しない残置物については残置のままと考えてよろしいでしょうか。	No. 3に記載のとおりです。
6	4	1	第2節	⑥	立地条件	6月20日に受領しました、別添資料4旧処理施設解体撤去工事実施設計図には「撤去範囲は現況GLまでとする」と記載されていますが、残置されたピット構造物の内部は土砂で埋められていると考えてよろしいでしょうか。	現況を優先とします。
7	8	第1章	第5節	2)	経費分担	試運転期間における実負荷(し尿等)運転開始以降の経費分担において、放流水質測定用のT-NおよびT-P計および水質試験等から出る薬品廃液の処分の費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	受注者の負担とします。
8	13	第1章	第9節	1	3)設計仕様書	契約設計図書として提出する各種リスト(内部仕上リスト、建築機械設備リスト、計装一覧表)は、提案書の施設計画図書のウ設計仕様書においても提出する必要はありますでしょうか。	必要とします。
9	20	第1章	第10節		正式引渡し	門・困障工事や植栽工事などの外構工事における、「設計・建設工事」と「解体工事」の区分は事業者により設定及び提案するものとし、受注後に詳細な工事内容を元に協議するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	28	第2章	第5節		騒音	前回の質問回答13/53頁No. 65と27/53頁No. 283で自家発電設備の敷地境界線での騒音規制について回答の内容に齟齬があります。どちらの回答が正でしょうか。	入札説明書等に関する質問回答(第1回)「2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】」No. 283を正とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
11	42	第3章	第2節	3	3-1 破碎装置	6) 主要材質に記載の部品名称および材質は特定のメーカーが対象となりますので、採用予定の機器の仕様の項目としてよろしいでしょうか。	要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であるとともに、提案内容が発注者のメリットになることを明記してください。
12	49	第3章	第2節	5-2-1	5) 構造等 ⑧隣接する槽について	貯留槽(1)、貯留槽(2)、予備貯留槽(1)、予備貯留槽(2)の配置は、水槽の清掃や防食工事における運用など要求水準書の意図を考慮したうえで、混合し尿での受入も考慮した、より合理的な計画を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 11に記載のとおりです。
13	78	第3章	第7節	4-5	汚泥脱水機	汚泥脱水機の基数についての回答 (No. 142)は、脱水機の設置基数2基として整備時や非常時は1基による延長運転を認めるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	95	第3章	第9節	3	取水設備	『既存井戸の有効利用』について『現施設の運用に支障のない切り替え』を確実にするため、現在の操作手順およびメンテナンスについてご教示願います。(1号井戸側での作業およびその頻度、中央制御室の1号井戸の操作ボタンによる運転開始方法、その他留意点等)	処理水貯槽付近のバルブを開け、中央制御室にて運転ボタンを押下します。停止の際は、逆の手順です。運転中は希釈水槽が水位低とならぬよう、監視が必要です。頻度は、3回/月程度です(直近1年間平均)。
15	100	第3章	第9節	6-1	浄化槽水張水槽	「質問への回答(1回目)」No. 182において、上屋(壁及び屋根)の設置が必要とのご回答を頂きましたが、この上屋は取水作業中に作業者が雨に濡れないことを目的に大きさは10tバキューム車2台が屋根下に納まる大きさ、構造は鉄骨造折板屋根、シャッター(手動式)付きとすればよろしいでしょうか。また、既存の処理水貯留棟に設置されているような脱臭装置(休止中)は設けないものとしてよろしいでしょうか。	シャッターは不要です。 その他はお見込みのとおりです。 なお、必要に応じ出入口(片開き)を設けてください。建具の仕様は、要求水準書【設計・建設工事編】に準ずることとします。
16	100	第3章	第9節	6-1	浄化槽水張水槽	既存設備(処理水貯留棟)を利用する場合、上屋(壁及び屋根)の更新は不要と考えてよろしいでしょうか。また、棟内に設置されている脱臭設備(休止中)は撤去し、新たな脱臭設備の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	下部水槽は、耐久性・健全性が確認できた場合は既設流用可とします。 上屋は更新してください。 脱臭設備はお見込みのとおりです。
17	100	第3章	第9節	6-1	浄化槽水張水槽	上屋(屋根、壁)が必要との事ですが、構造の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	No. 15に記載のとおりです。
18	111	第4章	第1節	2-11	(3) シャッター ②	高速シャッターの仕様について質問への回答(1回目)No. 242では「要求水準書【設計・建設工事編】第3章 第2節 1-3自動扉設備の仕様を満足するもの」とされています。本回答は受入設備の自動扉装置である高速スパイラルシャッターについての仕様について回答されたものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	113	第4章	第1節	2-13	(5) 犬走り	建物周囲をアスファルト舗装とする場合は犬走りを設けなくともよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
20	132	第4章	第3節	6	6-4 照明器具	ソーラーLED外灯の点灯時間や照度の設定や運用(出力セーブ点灯の利用)は各社提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	134	第4章	第3節	7-6	自家発電設備	質問への回答(1回目)No. 283では「法で規定されている発電設備に係る特定施設の有無、出力によりますので、協議での判断となります。」とされていますが、質問回答No. 65では騒音規制の対象外とされています。どちらが正しいかご教示ください。	No. 10に記載のとおりです。
22	137	第4章	第4節	6	警報	防犯セキュリティシステムの仕様や内容は各社提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	141	第4章	第2節	1-3)	場内道路等工事	建設工事に「構内道路舗装はCBR試験を試験すること」とありますが、運営・維持管理期間における舗装の補修は、著しい損傷を除き各種車両の入出場に支障のない範囲で重荷重に対応した道路補修材による部分補修と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
24	141	第4章	第2節	1-4)	場内道路等工事	建設工事範囲に「道路標識、カーブミラー、ライン引き、ガードフェンス等の交通安全対策」とありますが、運営・維持管理期間において、車両の運行に支障のない範囲で適宜補修と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	141	第4章	第3節		駐車場工事	第1回質問回答の別添6の車検証は、要求水準書の貴市所有の運搬用大型車両を示し、こちらは貴市整備対象と解釈してよろしいでしょうか。	当該車検証は、運搬車両長さが最大と思われるものであり、屋根付き駐車場に駐車予定の大型車両ではありません。 また、所有者は委託業者であり、整備は事業者の所掌ではありません。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	21	第1節	第6節	4	環境測定	騒音・振動の測定場所は、別紙5敷地境界においてどちらを想定されていますでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料11を参考に4か所提案してください。
2		第1回質問回答		別添7,9,10	井戸の維持管理	要求水準書等に井戸の維持管理に関し明記されていませんが、第1回質問回答の別添7,9,10に1号井戸(敷地内)、2号・3号(敷地外)の井戸の水質分析および浚渫工事が示されています。更新対象の井戸ポンプの点検・維持管理を除き各井戸の水質分析および浚渫工事は運営業務範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務の範囲内とします。ただし、既存施設敷地外の2号,3号井戸は、運営・維持管理業務の範囲外とします。
3		第1回質問回答		別添7,9,10	井戸の維持管理	各井戸水質分析および浚渫工事が、運営業務範囲の場合、水質分析は事業者判断、浚渫工事は揚水能力低下時に行うものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既存施設敷地外の2号,3号井戸は、運営・維持管理業務の範囲外とします。
4		第1回質問回答		別添17	搬入時間の受付状況	受付搬入業務について、別添資料17で2023年3月に受付時間16:00に対して出庫時刻16:50という実績がありますが、これは特異な事例でしょうか。それとも増加傾向でしょうか。	特異な事例です。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-3 要求水準書に対する質問【解体工事編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1							

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

3 落札者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	3	(3)	ア	(ウ) 提案書の基礎審査	基礎審査時の確認において、計画内容の一部変更が生じた場合には、提出済みの入札書と条件が変更となります。特に増額が必要な場合には、入札書の再提出が行えるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、差し替え及び再提出はできません。
2	8	4	表4-1	①	地震・台風等の災害対策	非常用バッテリー等の防災用備品の確保や地域住民の一時避難受け入れ等を提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。 本施設は、避難所・防災拠点に指定する予定がありません。また、防災用備品の確保は求めません。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

4 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
1	第10号	入札提案書類届出書					(提出書類名および部数を記入すること。)と記載がありますが、 技術提案書26部 施設計画図書26部 添付資料26部 提案図書概要版26部 施設計画に係る提案概要26部 提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ(CD-R)3部 と記載すればよろしいでしょうか。	入札説明書 p.28「第7 提出書類」に記載のとおりとさせていただきます。
2	第10号	入札提案書類届出書					捺印はグループ代表企業の代表者印のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第11号	要求水準に関する誓約書					捺印はグループ代表企業の代表者印のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式第11号-2	運営・維持管理仕様書					令和5年6月26日改定版にて追加された本様式は、提出ファイルにおいて様式第11号-1の後に差し込めばよろしいでしょうか。もしくは令和5年6月20日公表の質問回答書5/53頁No.60にて追加となった要求水準書【運営・維持管理業務編】を満たしていることを確認できる資料として(5)添付資料に添付すればよろしいでしょうか。	様式第11号-1, 様式第11号-2, 様式第11号-3の順に差し込んでください。 なお、要求水準書【運営・維持管理業務編】を満たしていることを確認できる資料は、別の資料を提出してください。
5	様式第11号-3	解体工事仕様書					令和5年6月26日改定版にて追加された本様式は、提出ファイルにおいて様式第11号-1の後に差し込めばよろしいでしょうか。もしくは令和5年6月20日公表の質問回答書5/53頁No.60にて追加となった要求水準書【解体工事編】を満たしていることを確認できる資料として(5)添付資料に添付すればよろしいでしょうか。	様式第11号-1, 様式第11号-2, 様式第11号-3の順に差し込んでください。 なお、要求水準書【解体工事編】を満たしていることを確認できる資料は、別の資料を提出してください。
6	第12号	入札書					捺印はグループ代表企業の代表者印のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式第13号-19-1	地域貢献(運営・維持管理業務)の内訳					令和5年6月20日公表の質問回答51/53頁No.29にて「地元雇用」の定義は”業務開始時に市内で就業していること”とご回答がありました。本様式の①地域の人材活用(地元雇用)も同様と考え、市内在住者に限らず市内で就業している人数・賃金を記載するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

5 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1							

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

6 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	5	13	1		故障・事故等の発生時の対応	異常事態発生時の対応について、「運営・維持管理業務委託契約書第34条の規定に従い」とありますが、運営・維持管理業務委託契約にて異常事態への対応を定めているのは第36条ですので、第36条と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1							

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	50/53				運営・維持管理業務委託契約書(案)に対する質問 No. 14	<p>「電力使用料金について、設備毎に変動費と固定費iに振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず電力使用が見込まれる建築設備等については、固定費に分類することが適切と考えますが如何でしょうか。」の質問に対して、「可とします。」とのご回答がありました。</p> <p>一方で、質問回答50/53頁No. 18において、「変動費の電力使用料金において、脱臭・建築電力等、処理量の変動によらず固定的な電力量がありますが、それらは固定費iiに含まれるものと考えてよろしいでしょうか。」の質問に対して、「4. 様式集に対する質問No. 19に記載のとおりとします。(1. 入札説明書に対する質問No. 88に記載のとおりです。(入札説明書に記載のとおりとします。固定的な薬剤費も変動費として考えてください。))」とのご回答でした。</p> <p>以上の質問回答および別紙3 物価変動等による改定の表に記載の内容より、「建築設備等」における電力使用量は「電気使用量(管理部)」に該当することから固定費iに計上することが可能であり、それ以外の電力使用料金については固定費i、iiいずれにも計上することが出来ず、変動費に計上するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>運営・維持管理業務委託契約書(案) p. 28 別紙3に記載のとおり、管理部における建築設備等の電気使用量は、固定費に計上してください。</p> <p>また、処理部における建築設備等の電気使用量は、変動費に計上してください。</p>

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 8月 2日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

9 解体工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1							